

積立定期預金

令和2年4月1日現在

| 商品名 (愛称) | 積立定期預金 |
|--|--|
| 販売対象 | ・個人および法人のお客様 |
| 期間 | ・6ヶ月以上7年以下 (据置期間3ヶ月) |
| 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・契約期間内で分割預入 ・100円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・満期日以降に一括して払戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | ・固定金利 ・各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じたスーパー定期預金の店頭表示利率を適用します。 ・契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が、1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示利率によって計算のうえ、元金に組入れます。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。 |
| 税金 | ・個人のお客様・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) (ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります) ・法人のお客様・・・総合課税(ただし、非課税法人は除きます) ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | ・個人のお客様のうち、条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、別表(定期預金の中途解約利率一覧)のスーパー定期預金の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期日前解約利息とともに支払います。 |
| 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置 紛争解決措置 | ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客様相談課(9時~17時、電話:073-432-7118)までお申し出ください。 ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他参考となる事項 | ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険の対象となります。預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) |